

府中市認知症施策推進計画策定部会設置基準 （案）

令和 7 年 5 月 日

（趣旨）

第 1 条 この基準は、認知症施策推進計画の策定を目的として、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条及び府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則第 5 条の規定に基づき、府中市認知症施策推進計画策定部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の委員）

第 2 条 部会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会（以下「協議会」という。）の会長が指名する。

- (1) 協議会の委員 2 人
- (2) 協議会の臨時委員であって認知症である者 3 人以内
- (3) 協議会の臨時委員であって認知症である者の家族等 3 人以内

（部会長及び職務代理者）

第 3 条 部会長は、協議会の委員から選出された部会委員のうち、会長が指名するものとする。

- 2 部会長の職務を代理する者は、協議会の委員から選出された部会委員のうち、会長が指名するものとする。

（部会の会議）

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事において、採決の必要があるものについては、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（雑則）

第5条 この基準に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

付 則

この基準は、令和7年5月      日から施行する。